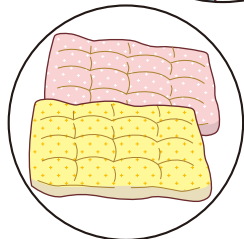


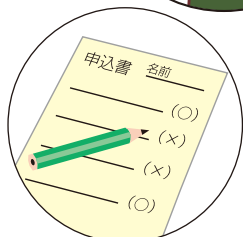
ご存じですか

成年後見制度

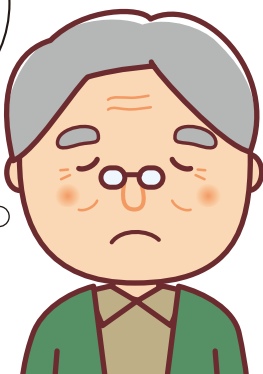
について



認知症のAさん、訪問販売でよくわからずに契約をしてしまい、家族が困っています。



知的障害のBさん、ヘルパーを利用したいのですが、ひとりで利用契約の手続きをするのは少し心配です。



一人暮らしのCさん、身寄りがいません。将来の財産管理や病気になった時のことが心配です。



小野市高齢介護課
小野市成年後見サポート室

TEL (0794) 63-1060

そんな時、頼りになるのが「成年後見制度」です。



成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方は、財産や金銭の管理、様々な法的手続きを行う際、自分で行うのが難しい場合があります。また、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。

このように判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が成年後見制度です。成年後見制度では、成年後見人等が本人に代わって契約などの法律行為をできるようにしたり（代理権の付与）、本人が成年後見人等の同意を得ないで行った法律行為を取り消したりすることができます（同意権・取消権の付与）。主に以下のような支援です。

- 預貯金通帳や有価証券などの**財産管理**
- 生活費の出金や、医療・介護費用の支払いなどの**金銭管理**
- 医療や福祉サービスの**手続き**や**契約**
- 借家の契約や自宅の保全などの**住居の確保**
- 相続や不動産の処分などの**法的手続き**



たとえば、こんなとき

1

認知症の方が悪質商法にだまされたり、だまされそうなとき・・・

Q 認知症の母が、訪問販売でよくわからずに契約してしまい、困っています。

A 成年後見制度を利用していれば、本人がだまされて結んでしまった契約を取り消すことができます。

その契約を取り消します。

〈成年後見（保佐・補助）人〉

2

医療や福祉サービスを受ける手続きが一人では難しいとき・・・

Q 知的障害のBさん、デイサービスを利用したいのですが、ひとりで利用契約の手続きをするのは少し心配です。

A 成年後見制度を利用すれば、本人の希望をききながら、後見人が契約を行いますので、希望に即した医療や福祉サービスが受けやすくなります。

手続きや契約を行い、その後の状況も見守ります。

〈成年後見（保佐・補助）人〉

3

すでに判断能力が不十分で手続き等ができず、身寄りもないというとき・・・

Q 認知症のCさん、体調を崩し入院しましたが、身寄りがなく、入院費用の支払い、預貯金の引き出しができません。

A 成年後見制度を利用すれば、後見人が預貯金の管理や支払いなど、財産管理を行います。身寄りのない方は市長から申立てできる可能性があります。

預貯金の管理や医療費などの支払い等、財産管理をします。

〈成年後見（保佐・補助）人〉

4

今は判断能力が十分あるが、将来、認知症などになった時が心配というとき・・・

Q 一人暮らしのDさん、身寄りがいません。将来の財産管理や病気になった時のことが心配です。

A 将来のために、後見人になってくれる人と契約を交わしておく、任意後見制度があります。

将来、判断能力が不十分になった時から財産管理等をします。

〈任意後見人〉

成年後見制度はどうやって利用するの？



本人の住所地を管轄している**家庭裁判所**に**申立て**を行い、手続きをします。



誰が申立てできるの？

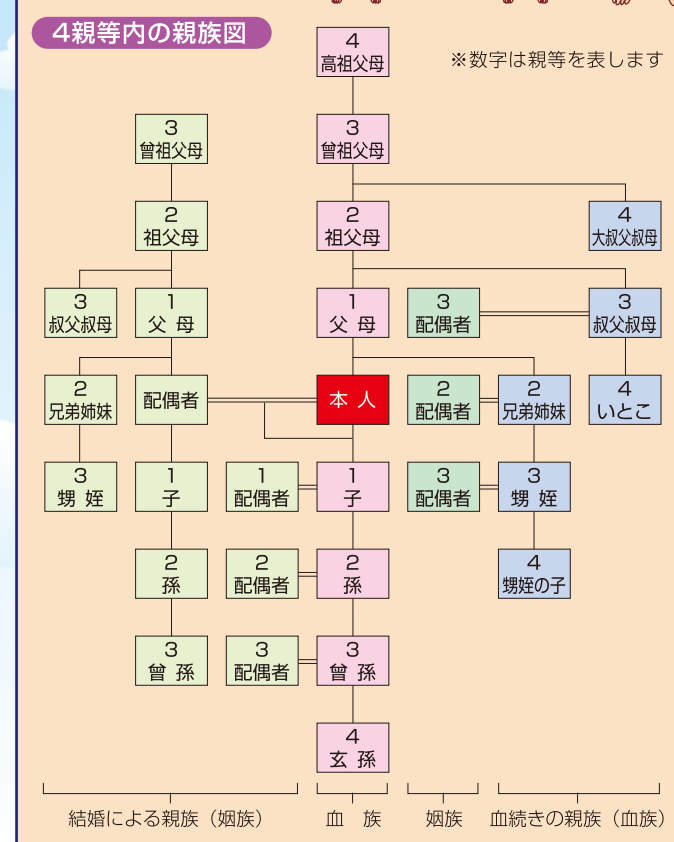
本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長など。

4親等内の親族は、右の図をご参照ください。

※任意後見制度では契約済みの任意後見受任者も申立てをすることができます。

成年後見人にはどんな人が選ばれるの？

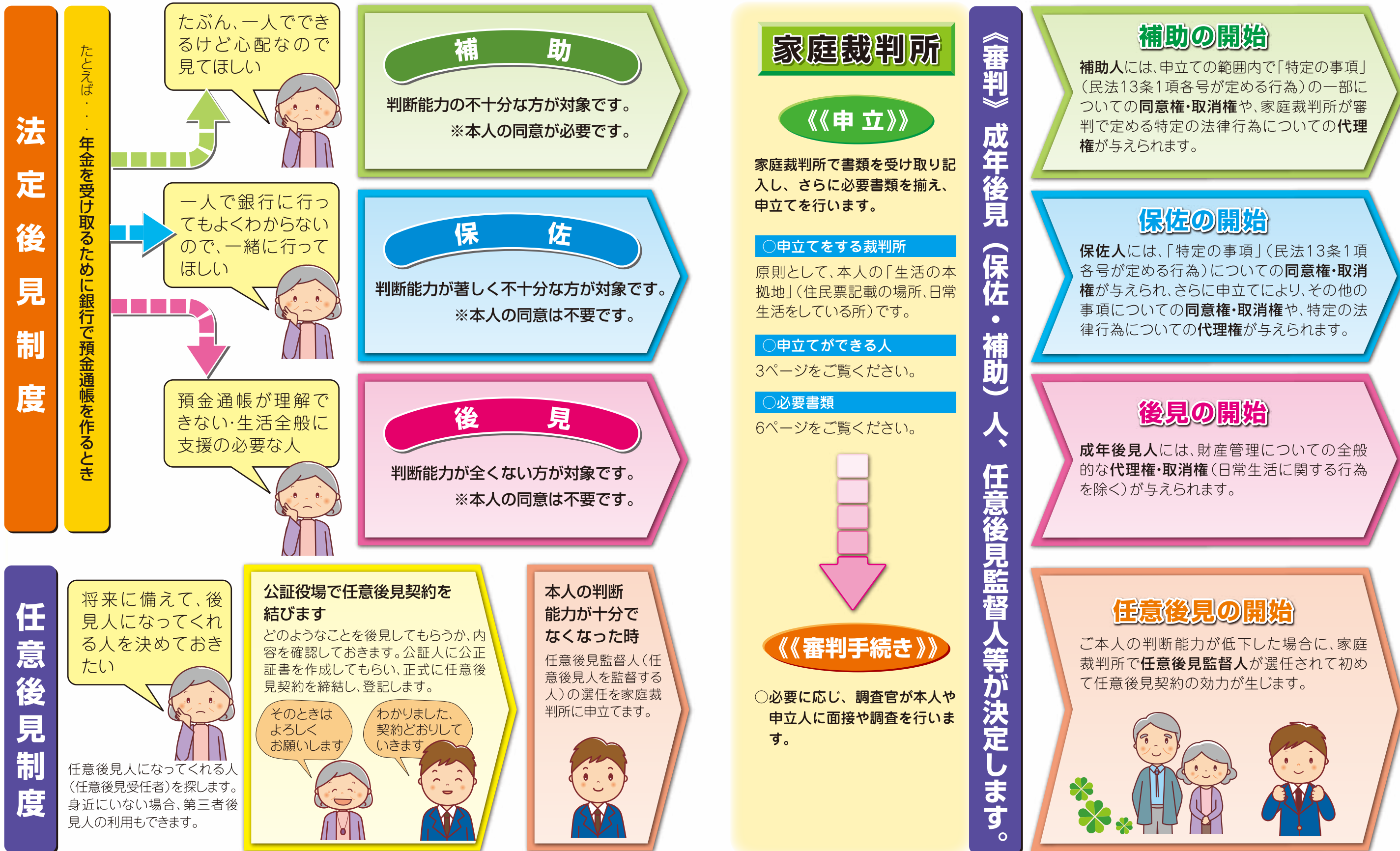
配偶者や親族、知人以外でも、法律や福祉の専門家、または法人など、**家庭裁判所が本人にとって最も適切と判断した人や法人**が選任されます。また、複数の成年後見人等を選任する場合もあります。



成年後見制度には、既に判断能力が不十分な場合に利用できる「**法定後見制度**」と、判断能力が十分でなくなったときのためにあらかじめ後見人を定めておく「**任意後見制度**」があります。

成年後見制度の流れ

申立て後、**約3ヶ月程度**で支援が開始されます。成年後見人等となった人には、**本人の同意の尊重と本人の心身の状態及び生活状況に配慮する**という責務があります。



申立てに必要な書類や費用は？

まずは…家庭裁判所で書類を受け取り、さらに必要な書類を揃えます

必要書類

申立書（家庭裁判所で入手できます）
登記印紙、郵便切手（郵便局で購入できます）
戸籍謄本、住民票（各自治体の担当窓口で入手できます）
成年後見に関する登記事項証明書（法務局で取り寄せできます）
診断書 など

※家庭裁判所によって提出書類が異なりますので、詳しくは家庭裁判所へお問い合わせください。

費用

- 法定後見制度
印紙代、切手代に1万円程度、鑑定費用（医師に本人の判断能力の鑑定を依頼します）に5万～10万円程度がかかります。（鑑定が必要ない場合もあります）
- 任意後見制度
公正証書作成の基本手数料などに2～5万円程度、裁判所への申立費用として1万円程度がかかります。

身寄りがいない方のために

法定後見の開始申立ては、本人や親族が行うことが基本と考えられますが、次のような場合などは、市町村長が申立てを行うことができます。

●申立てをすることができる親族がいない。

なお、市町村長が申立てをした場合も、申立て費用は、原則本人の負担になります。

成年後見人等の報酬について

成年後見人等や後見監督人等は、家庭裁判所に報酬付与の申し立てを行った場合、家庭裁判所の定めた報酬をご本人の財産から受け取ることができます。（家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることはできません。）

※任意後見監督人についても、家庭裁判所に対して報酬付与の申し立てを行った場合には、家庭裁判所の判断により、ご本人の財産から報酬が支払われることになります。

安心して暮らすために… ほかにもこのような支援があります

小野市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

市内にお住まいの高齢者や障害のある方が、安心して在宅生活を送れるように支援する事業です。

介護保険など福祉サービスの利用手続きがわかりません

お金の管理に自信がありません

通帳や印鑑、年金証書をなくしてしまっています

①福祉サービスの利用援助
介護保険など、福祉サービスの利用手続き（施設入所の契約の代理は対象外）、福祉サービス利用料金の支払い、苦情解決の援助など。

②日常的金銭管理の援助
公共料金、生活諸費などの支払い代行、金融機関での出入金、振込や通知の確認など。

③通帳・印鑑等の預かり
通帳や印鑑、年金証書等の預かり。



上記の3つのサービスには**利用料が必要**です。
詳しくは小野市社会福祉協議会にお問い合わせください。

小野市社会福祉協議会／小野市王子町801
TEL.0794-63-2575／FAX.0794-63-5191

成年後見制度についての質問や相談窓口

（高齢の方）

小野市地域包括支援センター
TEL：63-2174

〒675-1378
小野市王子町801 小野市社会福祉協議会内

（障がい者の方）

小野市障がい者基幹相談支援センター
TEL：63-1098

〒675-1380
小野市中島町531 小野市役所内



さまざまな相談窓口

成年後見制度の利用・申立てについて

〈家庭裁判所への申立て〉

- 神戸家庭裁判所【本庁】
神戸市兵庫区荒田町3-46-1
〈後見係・財産管理係〉
☎078-521-5935
- 神戸家庭裁判所社支部
加東市社490-2
☎0795-42-0123

〈成年後見登記・登記事項証明書〉

- 法務省民事局
☎03-3580-4111
【ホームページ】<http://www.moj.go.jp/>
- 神戸地方法務局
神戸市中央区波止場町1-1
神戸第二地方合同庁舎内
☎078-392-1821

任意後見制度の手続き等について

- 加古川公証役場
加古川市加古川町北在家2006
☎079-421-5282
- 日本公証人連合会
☎03-3502-8050

成年後見活動を行っている団体の相談窓口

成年後見人等の候補者の紹介

- 兵庫県弁護士会
☎078-351-1233（北播磨・加古川・明石相談所）
有料で法律相談を行っています。（予約制）
- 社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部
☎078-341-8686 ☎078-341-8699（13時～16時）平日
後見活動を行っている司法書士による無料の相談窓口を開設しています。
- 権利擁護センターぱあとなあ兵庫 ☎078-222-8107
後見活動を行っている社会福祉士による無料の相談窓口を開設しています。

高齢者の権利を守るための総合的な相談について

- 日本司法支援センター（法テラス）☎0570-078-374
《法的なトラブルを解決するための法制度情報や、申立て費用の問題など》
- 兵庫県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」
神戸本部 ☎078-341-0550 姫路支部 ☎079-286-8222

成年後見制度の相談支援窓口 小野市成年後見サポート室（中核機関）

小野市では、市民の皆様が認知症や障がいにより判断能力が低下しても住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、令和7年4月に「小野市成年後見サポート室（以下、「サポート室」という。）を小野市高齢介護課に設置しています。

サポート室では、成年後見制度利用促進の中核機関として、権利擁護の地域連携ネットワークづくりを行い、家庭裁判所や関係機関・団体等との連携を図ります。また下記の機能を整備し、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

サポート室の内容

- ◆成年後見制度の普及・啓発
- ◆成年後見制度に関する専門職相談（無料 要予約）
- ◆成年後見制度の利用促進
- ◆成年後見人等への支援

小野市高齢介護課
小野市成年後見サポート室

〒675-1380 小野市中島町531
☎（0794）63-1060